

➤ 重い病気や介護等のリスク [治療費]

●がんになった場合にかかる費用の目安 (治療にかかる費用は人それぞれです。) 出典は裏面の 1

	ケース①	ケース②
1年目	公的医療保険制度対象の治療で平均的な費用がかかった場合*1 <b>約142万円</b>	ケース①に加え、重粒子線治療を受けた場合 <b>約451万円</b>
2年目以降 [年間費用]	公的医療保険制度対象の治療で平均的な費用がかかった場合*1 <b>約85万円</b>	ケース①に加え、リンパ浮腫が発生したためリンパドレナージを受けた場合 <b>約92万円</b>

\*1 進行度の低いがんも含む平均金額の内訳および詳細は裏面をご確認ください。

●生活習慣病になった場合にかかる費用の目安 (10年間)

例えば糖尿病の場合 **約342万円**  
(入院・手術等の費用:約44万円+[インスリン治療:約12万円+運動療法:約12万円+交通費・外食費用:約5.6万円]×10年)

●身体障がい状態に備えておきたい金額の目安 (5年間)

約**837万円**  
(初期費用(住宅改造・歩行支援機器購入等):約219万円+月々の費用:平均約10.3万円×12ヵ月×5年)

●要介護状態に備えておきたい金額の目安 (5年間)

約**796万円**  
(初期費用(住宅改造・歩行支援機器購入等):約88万円+月々の費用:平均約11.8万円×12ヵ月×5年)

➤ 医療のリスク

●入院時の自己負担費用

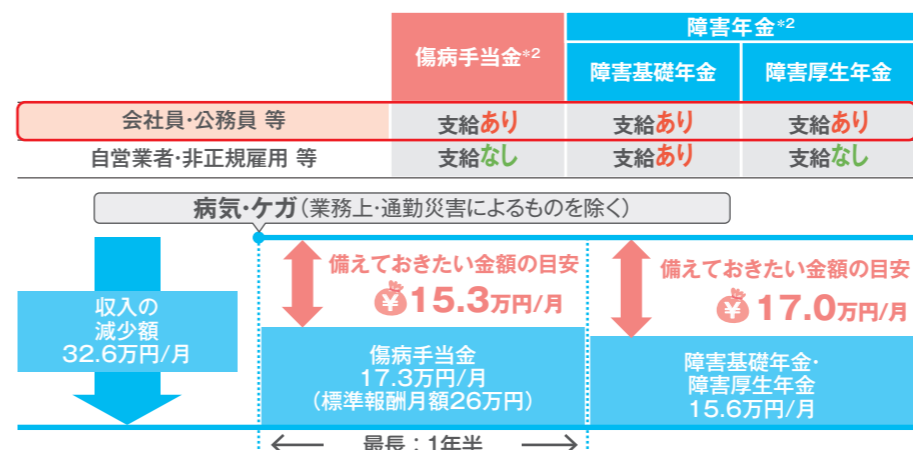
入院した方のうち6割以上の方が

1日 **10,000円以上**

食事代・差額ベッド代等を含む/高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

➤ 重い病気や介護等のリスク [生活費]

●入院や在宅療養等が必要になったときに備えておきたい金額の目安 (公的保障は職業などにより受給できる範囲が異なります。)



前提条件:35歳・女性・会社員・既婚・子ども2人(0歳・3歳)・年収392万円(月給25.1万円、ボーナス年約3.6ヵ月分)の場合  
\*2 傷病手当金と障害年金の詳細は裏面をご確認ください。

➤ 老後等、将来の資金が必要になるリスク

●世帯主が65歳以上の無職世帯の、1カ月の家計収支と不足額 出典は裏面の 5

世帯タイプ	実支出	実収入	毎月の不足額
単身世帯	約15.6万円	約12.3万円	<b>約3.3万円</b>
2人以上の世帯	約26.7万円	約21.1万円	<b>約5.6万円</b>

●ゆとりある生活を送るために必要と思われる生活費月額と不足額

世帯タイプ	平均	実収入	毎月の不足額
単身世帯	約17.1万円	約12.3万円	<b>約4.8万円</b>
2人以上の世帯	約34.6万円	約21.1万円	<b>約13.5万円</b>

\*3 公的年金など社会保障給付等 \*4 60歳代の回答

女性の方のさまざまな生き方にぴったり寄り添うおすすめプランをご提案します。

死亡 医療 重い病気や介護等 老後等、将来の資金

**重い病気や身体障がい状態・要介護状態等に備えたい方**

乳がん・子宮がんをはじめとした、がん等の重い病気等に備えることができます。

ニッセイ みらいのカタチ

●仕組図(イメージ)

継続サポート 3大疾病保障保険 一時金 500万円 + 年金(最大4回) 5倍型\*5 死亡時 1,580万円 毎年 100万円

特定重度疾病保障保険 一時金 300万円

身体障がい保障保険 一時金 800万円

介護保障保険 一時金 700万円

特定損傷保険 5万円

総合医療保険 1泊2日以上入院で 日額 10,000円 (62日型・入院療養給付金あり型・女性特定疾病倍額型)

保険料払込免除特約

死亡時の総受取額 1,580万円

①の一時金 ×10%(50万円) + ②の一時金 ×10%(30万円) + ③+④の合計額

■当プランでの払込保険料例(女性・月払・口座振替)

契約年齢	20歳	30歳	40歳	49歳
月払保険料 (高割割引制度による割引額)	9,637円 (762円)	12,202円 (868円)	17,786円 (1,126円)	26,211円 (1,473円)
保険期間・払込期間	35歳	40歳	50歳	59歳
指定年齢	60歳	60歳	65歳	65歳
初回更新時保険料	15,665円 (35~49歳)	17,502円 (40~49歳)	27,306円 (50~59歳)	36,440円 (59歳) 36,275円 (60~64歳)*6

\*5 保険契約の型についての詳細は、裏面①をご確認ください。 \*6 特定損傷保険が満了するため

死亡 医療 重い病気や介護等 老後等、将来の資金

所定の就業不能状態により不足する、生活費への備えを確保したい方

病気やケガになったときの生活費に備えることができます。

ニッセイ 生活費

●仕組図(イメージ)

長期給付無事故支払金 20万円

長期就業不能給付金 月額 20万円

短期就業不能給付金 月額 15万円

特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患) 月額 15万円

短期(長期)就業不能給付金と特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)は重複してお支払いできません。

支払った回数を通算して17回がお支払限度となります。

1月目 2月目 3月目 4月目 8月目 9月目 19月目 20月目

所定の就業不能状態に該当

■当プランでの払込保険料例(女性・月払・口座振替)

契約年齢	20歳	30歳	40歳	49歳
月払保険料	5,370円	5,965円	6,765円	7,805円
保険期間・払込期間	65歳	65歳	65歳	65歳

\*所定の就業不能状態(所定の傷病による就業不能状態、所定の精神・神経疾患による就業不能状態)については、裏面⑦を必ずご確認ください。

死亡 医療 重い病気や介護等 老後等、将来の資金

重い病気の保障に加え、将来に向けた資産形成をしたい方

がん等の重い病気にも備えながら、「安定した」セカンドライフに向けた資産形成ができます。

ニッセイ みらいのカタチ

●仕組図(イメージ)

年金累計額 600万円

死亡時の総受取額⑩は ①の一時金 ×10%(50万円) + ⑩の合計額

年金保険 死亡のとき 死亡保険金

10年確定年金 毎年60万円 × 10年間

継続サポート 3大疾病保障保険 一時金 500万円 + 年金(最大4回) 5倍型\*5 毎年 100万円

65歳払込満了・年金開始(指定年齢)

保険料払込免除特約

■当プランでの払込保険料例(女性・月払・口座振替)

契約年齢	20歳	30歳	40歳	49歳
月払保険料	12,768円	18,038円	28,554円	44,479円
年金保険の累計保険料	約590万円	約615万円	約635万円	約635万円
保険期間*7	35歳	40歳	50歳	59歳
払込期間・年金開始年齢	65歳	65歳	65歳	65歳
初回更新時保険料	17,088円 (35~49歳)	22,038円 (40~49歳)	32,994円 (50~59歳)	48,839円 (59~64歳)

\*指定年齢は65歳 \*7 年金保険は除きます。

■それぞれの保険金・給付金等のお支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)を必ずご確認ください。  
■当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。■記載の保険料は、平成30年4月1日(計算基準日)現在のもので、■「初回更新時保険料」は、更新型の保険契約を1回だけ更新したものと作成しています。■当資料における指定年齢とは、保険期間のタイプの選択時に当社所定の範囲内でご指定いただく保険期間や保険料払込期間が満了する年齢です。(更新型に加入する場合は、その年齢が自動更新の上限年齢となります。)

2017年 日経優秀製品 サービス賞 最優秀賞

ChouChou! ニッセイ 出産サポート給付金付3大疾病保障保険

上記以外にもご利用の目的に合わせた保険種類があります。

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に加え、所定の出産や特定不妊治療に備える保険です! (\*16歳から40歳の女性にご加入いただけます。)

詳細はChouChou!パンフレットをご確認ください。

**ご検討に際してご留意いただきたい点**

■当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。■詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。■以下でご紹介しております商品の「契約概要」などをご希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。■当資料に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。

**ニッセイみらいのカタチの保険金・給付金等のお支払いについて ①～⑥、⑧～⑬**

●死亡保険金を除く保険金・給付金等のお支払いにあたっては、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始時以後に生じることが必要となります。  
●ご契約にあたっては組み合わせができない保険契約がある等所定の制限があります。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金等の内容		お支払いする金額
継続サポート 3大疾病 保障保険 <b>①</b>	所定の3大疾病（がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中） または死亡されたとき	3大疾病保険金		3大疾病保険金額
	3大疾病保険金の支払事由該当日の 毎年の応当日に生存されていたとき	継続サポート年金	10倍型の場合	3大疾病保険金額×10%
			5倍型の場合	3大疾病保険金額×20%
同類型の場合			3大疾病保険金額×100%	
がん(上皮内新生物等)	上皮内新生物診断保険金	3大疾病保険金額×10%		
特定重度疾病 保障保険 <b>②</b>	所定の特定重度疾病 (肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)・動脈疾患・臓器移植)	特定重度疾病保険金		特定重度疾病保険金額
	死亡されたとき	死亡保険金	特定重度疾病保険金額×10%	
身体障がい 保障保険 <b>③</b>	身体障害者福祉法に定める1～3級の障がいに該当し、 その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったとき または死亡されたとき	身体障がい保険金		保険金額
		死亡保険金	保険金額	
介護保障保険 <b>④</b>	公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に 該当していると認定されたとき、または180日以上 所定の要介護状態が継続したと診断確定されたとき または死亡されたとき	介護保険金		保険金額
		死亡保険金	保険金額	
特定損傷保険 <b>⑤</b>	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療  (女性)特定疾病で1泊2日以上入院	特定損傷給付金		給付金額
		入院療養給付金(入院療養給付金あり型の場合)	入院給付日額×5倍	
総合医療保険 <b>⑥</b>	上記以外の病気やケガ等で1泊2日以上入院	疾病入院給付金	基本型の場合 (女性)特定疾病倍額型の場合	入院給付日額×入院日数
		入院療養給付金(入院療養給付金あり型の場合)	入院給付日額×5倍	
	公的医療保険制度 または先進医療の対象 となる所定の手術等	外來・日帰り入院中の所定の手術	手術給付金	入院給付日額×5倍
		1泊2日以上入院中の所定の手術	手術給付金	入院給付日額×20倍
		所定の放射線治療	放射線治療給付金(60日の間に1回)	入院給付日額×10倍
	年金保険 <b>⑧</b>	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に 被保険者が生存されているとき	年金	年金額
年金開始日以後に死亡されたとき		死亡一時金	所定の金額	
年金開始日前に死亡されたとき		死亡保険金	所定の金額	

**継続サポート3大疾病保障保険について ①**

- 3大疾病保険金は次の①～③のいずれかに該当したときにお支払いします。
  - ①責任開始時を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
  - ②所定の急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき・初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき・急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき
  - ③所定の脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき・初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき・脳卒中の治療のための手術を受けたとき
- 上皮内新生物診断保険金は次の④に該当したときにお支払いします。
  - ④責任開始時を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
- ご契約時に保険契約の型を次の3つの中から選択できます。
  - 10倍型 :3大疾病保険金額が継続サポート年金額の10倍となります。
  - 5倍型 :3大疾病保険金額が継続サポート年金額の5倍となります。
  - 同類型 :3大疾病保険金額が継続サポート年金額と同額となります。
- 継続サポート年金支払期間中のがん(上皮内新生物等)、死亡についての保障はありません。
- 継続サポート年金の支払限度は4回です。

**特定重度疾病保障保険について ②**

- 特定重度疾病保険金は次の①～⑦に該当したときにお支払いします。
  - ①所定の肝硬変と診断されたとき
  - ②所定の慢性膵炎の治療のための手術を受けたとき
  - ③所定の慢性腎不全の治療のための永続的な人工透析療法を開始したとき
  - ④所定の糖尿病の治療のためのインスリン治療を180日以上継続して受けたとき
  - ⑤所定の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)と診断されたとき
  - ⑥次のいずれかの動脈疾患に該当したとき
    - ・所定の大動脈瘤等の治療のための手術を受けたとき
    - ・所定の大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき
    - ・所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けたとき
  - ⑦心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術を受けたとき
- 特定重度疾病保険金の支払限度は上記①～⑦につきそれぞれ1回です。

**特定損傷保障について ⑤**

- 特定損傷給付金を支払限度(10回)までお支払いした場合、消滅します。
- 総合医療保険について ⑥**
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術は、責任開始日から1年経過後の入院・手術についてお支払いします。●疾病・災害入院給付金におけるそれぞれのお支払日数の限度は、62日型を選択した場合、1回の入院につき62日(124日型の場合124日)、通算1095日となります。●入院療養給付金および手術給付金(外來・日帰り入院中の場合)の通算の支払限度は、それぞれ30回となります。

**保険料払込免除特約について ⑨**

- 3大疾病保険金、身体障がい保険金、介護保険金のお支払事由のいずれかに該当した場合、将来の保険料のお払込みが免除されます。

**更新について ⑩**

- 更新後の保険料は、平成30年7月1日時点の保険料率を適用して計算していますので、今後変動することがあります。また、所定の場合には更新できません。

**死亡時の総受取額について ⑪**

- 死亡時の総受取額は、3大疾病保険金、身体障がい保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金が支払われていた場合、既にお支払いしたこれらの保険金の累計額(継続サポート3大疾病保障保険については、3大疾病保険金額の10%の金額)を差引いた金額となります。特定重度疾病保障保険の特定重度疾病保険金額の10%の金額については、死亡時の総受取額から差引きません。

**年金保険の死亡保険金について ⑬**

- 死亡保険金は、次の算式によって計算される金額とします。  
(第1回年金額)×(会社所定の率)×(経過年月数/保険料払込期間)  
※「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと  
応当日の前日までの年月数とします。
- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらなる割引の優遇を受けられます。●保険金のお支払いや保障内容の見直し等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

**【当資料に記載の保険商品における「がん」の表記について】**

※「がん(悪性新生物)」は、約款に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含まれません。※「がん(上皮内新生物等)」は、約款に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。※「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」を合わせたものをいいます。

**【その他の注意事項】** ●当社の定める限度を下回る場合はご契約の一部のみの解約はできない等、所定の制限があります。

**ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)の給付金等のお支払いについて ⑦**

●給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷病が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする給付金等の内容		お支払いする金額	
就業不能保険 <b>⑦</b> (無解約払戻金)	所定の傷病による <b>就業不能状態</b>	第1回目	所定の傷病による就業不能状態が60日以上継続したと診断されたとき	短期就業不能給付金	短期就業不能給付月額
		第2回目～ 第6回目	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に生存されていたとき		
		第7回目～ 第17回目	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に所定の傷病による就業不能状態が継続していると診断されたとき		
	所定の精神・ 神経疾患による <b>就業不能状態</b>	第1回目	所定の精神・神経疾患による就業不能状態が60日以上継続したと診断されたとき	長期就業不能給付金	長期就業不能給付月額
		第2回目～ 第6回目	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に生存されていたとき		
		第7回目以後	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に所定の精神・神経疾患による就業不能状態が継続していると診断されたとき		
	長期就業不能給付金のお支払いがなく、保険期間満了時に生存されていたとき	長期給付無事故支払金	長期就業不能給付月額と同額		

●**「所定の傷病による就業不能状態」とは**、責任開始時以後の傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または疾病(精神・神経疾患を除きます。)を原因とした、入院・在宅療養(※1)・障がい等級2級以上(※2)のいずれかの状態に該当したことをいいます。●**「所定の精神・神経疾患による就業不能状態」とは**、責任開始時以後の傷害(精神・神経疾患を原因とするものに限ります。)または精神・神経疾患を原因とした、入院もしくは精神・神経障がい等級2級以上(※3)のいずれかの状態に該当したことをいいます。●特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)については、在宅療養は支払対象となりません。●特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)は、支払った回数を通算して17回がお支払限度となります。\*1 **在宅療養**とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示に基づき日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。また、医師の指示とは、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。)の算定対象として列挙されている診療行為等をいいます。\*2 **障がい等級2級以上とは**、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。\*3 **精神・神経障がい等級2級以上とは**、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態であること、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

**ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)について ⑦**

●この保険には、死亡保障はありません。●この保険には、解約払戻金はありません。●短期(長期)就業不能給付金と特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)のお支払事由に同一暦月内に重複して該当した場合、短期(長期)就業不能給付金を優先してお支払いします。(特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)は重複してお支払いできません。)

**がんになった場合にかかる費用の目安の内訳**

- 1年目…《公的医療保険制度対象の治療費》・入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用\*4平均約28万円《公的医療保険制度対象外の治療費》・差額ベッド代と食事代(標準負担額)にかかる費用約34万円・重粒子線治療(技術料)\*5平均約309万円《治療費以外の費用》・入院準備や医療用ウィッグ等の費用約80万円
  - 2年目以降(年間費用)…《公的医療保険制度対象の治療費》・入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用\*4平均約7万円《公的医療保険制度対象外の治療費》・差額ベッド代と食事代(標準負担額)にかかる費用約23万円・リンパドレナージ約7万円《治療費以外の費用》・交通費や医療用ウィッグ等の費用約55万円
- \*4 がん罹患後に発生した医療費の総額を基に、自己負担割合3割として計算(高額療養費制度適用後の金額)\*5 重粒子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。また、粒子線治療は、次の一部のがんで公的医療保険制度の対象となりました。2016年4月<重粒子線治療>切除非適応の骨軟部がん、<陽子線治療>小児がん 2018年4月<重粒子線治療・頭頸部がん(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)、前立腺がん<陽子線治療>骨軟部がん なお、粒子線治療に係る費用は2015年7月1日～2016年6月30日の実績であり、上記の公的医療保険制度の対象となった治療の実績も含んでいます。\*2017年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

**傷病手当金・障害年金について**

●傷病手当金は標準報酬日額(直近1年の標準報酬月額 $\times$ 1/30) $\times$ 2/3で計算しています。年収を15.6カ月で割った額(うち賞与3.6カ月)を標準報酬等級に当てはめています。●障害基礎年金・障害厚生年金は、障害等級2級の場合で計算しています。●障害厚生年金の計算では平均年収を年収の8割とし、15.6カ月で割った額(うち賞与3.6カ月)を平均給与(平均標準報酬月額)とし、被保険者期間は最低保障額の300月として計算しています。\*傷病手当金の支給期間は、原則最長1年半ですが、健康保険組合・共済組合等によっては付加給付として1年半を超える場合もあります。\*障害年金は、一定の障がい状態になり、障害等級認定された場合に支給されます。\*障害年金額は家族構成等の変化により増減します。\*記載の事例は、日常生活に支障をきたす状態となり、働けなくなったときのイメージです。公的保障については制度の概要を示しています。監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子

**出典について**

**①**監修:(公財)日本生命済生会付属日生病院【公的医療保険制度対象の治療費】ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート がん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」【公的医療保険制度対象外の治療費】<差額ベッド代・食事代(標準負担額)>差額ベッド代:1日当たりの差額ベッド代平均6,144円×平均合計入院日数45.2日(2年目以降:30.5日)＝約28万円(2年目以降:約19万円)・食事代(標準負担額):1日当たりの食事代1,380円(一般所得者/一般病床等の場合)×平均合計入院日数45.2日(2年目以降:30.5日)＝約6万円(2年目以降:約4万円)(差額ベッド代・厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第370回)資料 主な選定療養に係る報告状況」/食事代(標準負担額):2018年度の公的医療保険制度に基づいて計算/平均合計入院日数:ニッセイ基礎研究所「基礎研レポート がん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」<重粒子線治療>厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第344回)資料(平成28年6月30日時点における先進医療Aに係る費用)」\*重粒子線治療は全てのがんに適応するわけではなく費用も高額なため、がん患者の全員が受けるわけではありませんが、副作用が少なく早期なら根治可能なことや、外來治療もでき短期間で社会復帰できること等が特長です。<リンパドレナージ>1回3,000円のリンパドレナージを月2回、1年間受けた場合の金額(監修:(公財)日本生命済生会付属日生病院)\*※乳がん・子宮がん・前立腺がん等の手術でリンパ節を摘出した後放射線治療をすることによってリンパの流れが滞り、手や足がむくむことがあります。これをリンパ浮腫といい、リンパ浮腫を改善するために行う医療マッサージをリンパドレナージとします。【治療費以外の費用】日本生命調べ 2014年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算(株)ダスキン「家事おてつだいサービス」\*2017年11月現在の1回当たり2時間【Sエリア】の標準料金10,800円を参考に設定。(10,800円(税込)(標準料金1回2時間)×12回(1カ月に1回程度)) \*※料金は地域によって異なります。詳しくはダスキンホームページをご覧ください。家事・育児代行費用の一例として「家事代行」の費用を記載しております。 **②**監修:(公財)日本生命済生会付属日生病院【入院・手術等の費用】<入院・手術にかかる費用>厚生労働省「平成28年 社会医療診療行為別統計」厚生労働省「平成26年(2014) 患者調査の概況」<差額ベッド代>1日当たりの差額ベッド代6,144円×傷病別にみた退院患者の平均在院日数で計算(差額ベッド代・厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第370回)資料 主な選定療養に係る報告状況」<食事代(標準負担額)>1日当たりの食事代1,380円(一般所得者/一般病床等の場合)×傷病別にみた退院患者の平均在院日数で計算/食事代(標準負担額):2018年度の公的医療保険制度に基づいて計算【インスリン治療】(公財)日本生命済生会付属日生病院監修を基に日本生命から計算【運動療法】コナミスポーツクラブ2017年11月現在の施設カテコリⅢの週2プラン料金を参考に計算【交通費・外食費用】日本生命調べ 2017年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算 **③**日本生命調べ 2014年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算【実際に身体障がい状態(1～3級)になった方にお伺いした金額・実際に要介護状態(要介護2～5)になった方にお伺いした金額】 **④**(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」 **⑤**総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)平成28年(2016年)(高齢者のいる世帯)世帯主の就業状態別1世帯当たり1カ月間の収入と支出、職業別1世帯当たり1カ月間の収入と支出(単身世帯)」 **⑥**(公社)日本生産性本部「レジャー白書2017」余暇活動への参加・消費の実態を基に日本生命で計算 **⑦**(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」を基に日本生命で計算

**【引受保険会社】**

**日本生命保険相互会社**

本 店 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12  
東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては  
**0120-201-021**(ニッセイコールセンター)

ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

**【お問合せ先】**

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。